個別取組事項の状況

○総合的かつ計画的に講ずべき施策

Ⅰ 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等 Ⅱ 責任体制の明確化 Ⅲ 建設工事の現場における措置の統一的な実施 Ⅳ 建設工事の現

		取組事項	2025年度 実施計画
ı		適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるよう、安全 衛生対策項目の確認表及び安全衛生経費を内訳として明示するための「標 準見積書」の作成・普及を図る。 安全衛生経費の確保の必要性について、立入検査等を通じ法令遵守の徹底 を図る。	・安全衛生経費確保対策の促進(国の施策を踏まえ実施) ・熱中症対策費を含めた共通費で県工事を発注 ・現場環境改善費を計上 ・県発注工事における熱中症対策に資する現場管理費率の補正の施行 ・現場環境改善日の熱中症対策・防寒対策に関する費用を積上計上 ・「安全衛生経費確保のためのガイドブック」(厚生労働省)による周知 ・立入検査等を通じた確認(国の施策を踏まえ実施)
	(2)建設工事従事者の 安全及び健康に配慮 した工期の設定	を図る。 建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、新・担い手3法や労働基準法の趣旨を踏まえ、週休二日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において、休日等の日数を確保するなど適切な工期を定める。 債務負担行為の積極的な活用等により施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。	
Ш		立入検査等を通じ、法令遵守の徹底を図る。	立入検査等を通じた一括下請負の禁止、技術者の専任配置等の確認
	責任体制の明確化	中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を促進す	安全衛生教育に関する情報(建設業労働災害防止協会)の周知
III	(1)建設業者間の連携 の促進	る。 労働安全衛生法令に基づく元請負人による統括安全衛生管理の徹底を図 る。	・建設業講習会における愛知労働局による講義の実施 ・森林土木技術講習会における愛知労働局による講義の実施 ・労働基準監督署、農林水産事務所、請負業者合同安全バトロールの実施 ・愛知県建設工事関係者連絡会議における関係機関・団体との情報共有
	(2)一人親方等の安全 及び健康の確保	一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握するとともに、労働災害 との比較等により、一人親方等の災害の特徴を分析し、災害防止対策の基 礎資料として活用する。	一人親方等の被災情報把握時の労働基準監督署への情報提供
		一人親方等に作業の一部を請け負わせる建設業者による一人親方等の安全 及び健康の確保のための措置の徹底を図る。 一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関	・リーフレット (一人親方向け・事業者向け) (厚生労働省)の配布 ・「一人親方向け安全衛生教育用テキスト」(厚生労働省)の周知
	(3)特別加入制度への 加入促進等の徹底	する知識習得等を支援する。 契約の形式が請負契約であっても、実態が雇用労働者である場合には、労働者として扱うよう改めて周知・指導を行うとともに、一人親方と請負契約を締結する際には、取引の適正化及び必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努めるよう周知を行う。	
		一人親方の安全及び健康の確保と併せて、関係行政機関等が連携し、一人 親方に対する労災保険の特別加入制度への適切な加入について、積極的な 周知を行う。	「特別加入制度のしおり」(厚生労働省)の周知
IV		労働安全衛生マネジメントシステムの構築及び運用を行う取組や、建設工 事の完了時における建設業者の安全衛生管理を評価する取組を促進する。	工事成績評定における評価項目の設定
	(1)建設工事の現場の 安全性の点検、分 析、評価等に関する 建設業者等による自 主的な取組の促進	リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例の分析の充実や、建設業 者及び関係団体による安全衛生活動の取組の公開等を行う。 安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等	・建設業講習会における愛知労働局による講義の実施 ・厚生労働省等の公開している、リスクアセスメント等の基礎情報となる災 害事例及び事業所等で実施されている安全活動の「見える化」の取組事例の 周知
		の取組を一層促進する。 安全性の点検・バトロール等を行う者の能力向上や労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用、元請負人と下請負人との立場の違いを超えた連携等を促進する。	
	(2)建設工事従事者の 安全及び健康に配慮 した設計、建設工事 の安全な実施に資す るとともに省力化・ 生産性の向上にも配 意した工法の促進	安全衛生対策やその効果等を分かりやすく「見える化」する。 施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の収集・普及を促進する。 ICT建機やUAV(無人航空機)を活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量等の危険を伴う作業等を減少させるi-Constructionを推進す	地元建設業界と連携した愛知県版 i-Constructionの推進 ・施工の情報化(ICT活用工事の実施、遠隔臨場の実施、BIM/CIMの実施) ・規格の標準化 ・施工時期の平準化 ・あいち建設情報共有システムの活用 ・施設台帳の電子化 ・管理施設データの共有 ・IoTやドローンの活用による業務効率化
		る。 「公共工事等における新技術活用システム」による新技術の効果的な活用 を促進する。	
		高齢者に配意した作業方法や熱中症対策など作業環境の改善を図る。	
V	(1)建設工事従事者の 従事する業務に関す る安全衛生教育の促 進	労働安全衛生法で定められた教育の実施とともに、安全衛生管理の能力向 上教育等、建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた継続的な教育の 重要性について十分な理解を促しつつ、能力向上教育等の原則実施をより 一層積極的に促進する。 中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全 衛生管理に係る教育への支援を促進する。	・業界団体等に対する労働災害防止に関する講習会の実施 ・安全衛生教育・技能講習に関する情報(建設業労働災害防止協会)の周知
	る意識の啓発に係る自主的な取組の促進	建設工事従事者の安全及び健康に関する意識啓発に係る創意工夫事例をは じめとした安全衛生活動の取組や災害対応事例について積極的に情報発信 し、水平展開を図る。	創意工夫事例をはじめとした建設業者等の安全衛生活動の取組や災害対応 例について情報「職場のあんぜんサイト」(厚生労働省)の周知
		安全衛生水準の向上等について顕著な実績をあげた建設工事従事者や、建 設業者、関係団体等を表彰する。	優秀施工者愛知県知事表彰の実施
			働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」及び「熱中症予防のための情報・資料サイト」・「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」(原

○総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 | 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策 || 墜落・転落災害の防止対策の充実強化 ||| 健康確保対策の強化 || 人材

			墜落・転落災害の防止対策の充実強化 健康確保対策の強化 V 人材 画の推進体制 VI 施策の推進状況の点検と計画の見直し
		取組事項	2025年度 実施計画
ı	(1)社会保険等の 加入の徹底	建設業許可更新における社会保険等の加入の要件化、愛知県 発注工事における未加入業者の排除対策や「社会保険の加入 に関する下請指導ガイドライン」に基づく指導等を進める。	・入札参加資格申請における社会保険等未加入業者からの申請の不受理 ・工事請負契約における社会保険等未加入業者との下請負契約の禁止
			建設業許可の社会保険等加入の要件化
		官民の関係者から構成される協議会等を通じ、引き続き、法 定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の 適切な確保並びに建設業者及び建設工事従事者の社会保険等 の加入の徹底を推進する。	・県発注工事における法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出の義務付け及び 妥当性の確認、法定福利費概算額の公表 ・立入検査を通じた法定福利費の内訳明示の確認
		一人親方が実態上労働者である場合の社会保険等の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者等及び建設工事従事者に対し周知を徹底する。	ホームページによる周知
	(2)建設キャリア アップシステム の活用推進	民間での建設キャリアアップシステムの活用を促進する。	・建設業許可窓口等におけるチラシ等の配布 ・ホームページによる周知 ・建設業講習会における中部地方整備局による講義の実施 ・業界団体が開催した既卒3年以内の新卒者を対象とする建設系企業の合同企業説 明会におけるチラシの配布 ・工業系高校ペポスターの配布
		県における活用について国の動向も参考にしながら研究して いく。	建設キャリアアップシステム導入状況により、工事成績評定で加点評価
	(3)「働き方改 革」の推進	新・担い手3法や労働基準法の趣旨を踏まえ、適正な工期設定、週休2日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、中長期的な担い手の確保を図る。	適切な工期設定の徹底 週休2日制工事の普及促進 ・土木工事における「完全週休2日制工事」及び「月単位の週休2日工事」の実績 を総合評価落札方式で加点 ・原則全工事で発注者指定型により実施 愛知県公共事業発注者協議会の開催 建設業における時間外労働の上限規制の周知
		インフラ分野のDXを推進する。	・建設業許可窓口等におけるチラシ等の配布 ・地元建設業界と連携した愛知県版 i-Constructionの推進
			・DXに関する研修の開催や補助金により、中小建設業におけるDXの推進を支援 ・「メンタルヘルスアドバイザー・相談員」の事業所への派遣 ・「職場のメンタルヘルス対策ガイドブック」の作成 ・「職場のメンタルヘルス対策セミナー」の開催
		メンタルヘルスケアの充実等の取組を促進する。	「働き方改革サポートセミナー及びワークショップ」の開催
			「あいちテレワークサポートセンター」の運営
			「愛知県休み方改革マイスター企業認定制度」により、有給休暇の取得促進及び特別休暇の導入を積極的に推進している中小企業等を奨励
		教育訓練の充実やキャリアバス (職歴の道筋) の提示、職業 訓練の実施を行う事業主、事業主団体等に対して支援を行 う。	・「あいち技の伝承士」として認定した熟練技能者を、中小企業、学校等からの要請に応じて講師として派遣し、オーダーメイドの実技指導を実施 ・在職者を対象にした職業訓練の実施
П	法令の遵守徹底	新規入職者をはじめとして、高所作業従事者一人一人の危険 感受性を向上させるための取組の促進を図る。	・労働基準監督署、農林水産事務所、請負業者合同の安全バトロールの実施 ・愛知県建設工事関係者連絡会議における関係機関・団体との情報共有
		「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(厚生 労働省)に示されている「より安全な措置」等の一層の普及 を図る。	建設業講習会における愛知労働局による講義の実施
		墜落・転落災害を防止するためのマニュアルの作成・普及を はじめ、足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策の充実強 化を図るとともに、その周知とフォローを行う。	・「令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進について」(愛知労働局労働 基準部長通知)の関係者への周知 ・県発注工事において、フルハーネス型墜落制止用器具の費用を工事費に計上
Ш	(1)熱中症、騒音 障害防止対策	「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数 の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。	「熱中症予防のための情報・資料サイト」・「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」(厚生労働省)の周知
		「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策を実施する。	
	事における石綿 ばく露防止対策 や関係法令の遵 守等	建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨、石綿使用の有無 に関する事前調査の実施、事前調査結果に基づく作業の実施 と記録の作成等の石綿ばく露防止対策の徹底等を図る。	解体工事業登録業者に「解体工事施工時及び廃棄物処理時の注意事項」を配布
		解体工事における関係法令の遵守に向けた周知を図る。 新興・再興感染症が発生・拡大した際には、関係する方針等 を踏まえ、適切に対応する。	新興・再興感染症が発生・拡大した際には、関係する方針等を踏まえ、適切に対応 する
IV		現場の労働環境の整備や、仕事と家庭の両立のための制度の 活用促進等の取組を官民一体となって推進する。	「女性の活躍促進宣言」、「あいち女性輝きカンバニー認証」、「えるぼし認定」、「ブラチナえるぼし認定」を総合評価落札方式で加点
			・あいち女性輝きカンバニー認知度向上イベント・県内大学へのアブローチ強化・「あいち女性の活躍促進応援サイト」のPR強化
	人労働者の労働 災害への対応	外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育や法令遵守 の意識啓発、周知のほか、雇入れ時・派遣受け入れ時の安全 衛生教育を徹底するための労働災害防止対策を促進する。	・企業向けセミナーの開催(年1回) ・「早期適応研修カリキュラム」をポータルサイトから発信
			・外国人労働者向け安全衛生教育等に関するリーフレット(厚生労働省)の配布 ・外国人労働者向け安全衛生教育教材(厚生労働省ウェブサイト)の周知
	(3)高年齢労働者 の安全及び健康 の確保	「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に 基づく取組の促進を図るとともに、高年齢労働者が被災しや すい転倒の防止のための取組を進める。	転倒災害防止対策について情報「職場のあんぜんサイト」(厚生労働省)の周知
٧	計画の推進体制 施策の推進状況	関係者における連携、協力体制を強化する。	関係課への照会による個別具体施策の進行管理と、必要に応じた愛知労働局及び中 部地方整備局との調整及び連携
VI	心泉の推進状況 の点検と計画の 見直し	国の基本計画の変更や本計画に定める施策の推進状況等必要 に応じ速やかに変更する。	国の動向を踏まえた関係課への照会による施策の進捗状況等の把握と、必要に応じた関係者との調整及び見直し